

評議員会決議事項

内容	根拠(社会福祉法・定款例)		議決数	
			過半数	議決に加わることができる評議員の三分の二
法人運営に関わる事項	定款の変更	第45条36第1項	[法]定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。	○ (法45条の9第7項の3)
	法人の解散	第46条第1項第1号	[法]社会福祉法人は次の事由によって解散する。一 評議員会の決議	○ (法45条の9第7項の4)
	吸収合併契約の承認	第52条第54条の2	[法]吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。 [法]吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。	○ (法45条の9第7項の5)
	新設合併の承認	第54条の8	[法]新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によつて、新設合併契約の承認を受けなければならない。	○ (法45条の9第7項の5)
役員・監査人の選任・選任等(報酬基準含む)に関する事項	役員、監査人の選任	第43条第1項	[法]役員及び会計監査人は、評議員会の決議によつて選任する。	○
	役員(監事に限る)の解任	第45条の4第1項	[法]役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。 ※(評議員会の運営)第45条の9第7項 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて行わなければならない。 一 第45条の4第1項の評議員(監事を解任する場合に限る。)	○ (法45条の9第7項の1)
	役員(監事以外)の解任	第45条の4第1項	[法]役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該役員を解任することができる。	○
	会計監査人の解任(※会計監査人設置法人のみ)	第45条の4第2項	[法]会計監査人が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。	○
	役員、会計監査人、評議員の報酬等の支給の基準の承認	第45条の35第2項	[法]前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	○
	理事の報酬	第45条の16第4項準用 一般法人法第89条	[一般]第89条理事の報酬等(報酬、賞与其他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)は、定款にその額を定めていないときは、社員総会(評議員会)の決議によって定める。	○
	監事の報酬	第45条の18第3項準用 一般法人法第105条	[一般]第105条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会(評議員会)の決議によって定める。	○
財務に関する事項	事業計画書および収支予算書等の承認あるいは決議(※定款例にある例1では承認、例2では決議)	定款例第31条	[定款例] (事業計画及び収支予算)第31条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、<例1:理事会の承認、例2:理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	○
	事業報告・決算書類・財産目録の承認	第45条の30第2項 定款例第32条2項	[法]理事は、第四十五条の二十八第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時評議員会に提出し、又は提供しなければならない。2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。 [定款例](事業報告及び決算)第32条第2項 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。	○
	基本財産の処分	定款例第29条	[定款例](基本財産の処分)第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、[所轄庁]の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、[所轄庁]の承認は必要としない。	○
	残余財産の処分	定款例第37条	[定款例](残余財産の帰属)第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。	○
その他	社会福祉充実計画の承認	第55条の2第7項	[法]社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。	○
	役員等の責任の免除(すべての免除)	第45条の20第4項準用 一般法人法112条	[一般]第112条 前条第一項(※第111条 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。)の責任は、総社員(総評議員)の同意がなければ、免除することができない。	× 総評議員の同意による
	役員等の責任の免除(一部の免除)	第45条の20第4項準用 一般法人法113条	[一般]第113条 前条の規定にかかわらず、役員等の第111条第1項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。	○ (法45条の9第7項2)
	その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項			○

理事会決議事項

内容	根拠(社会福祉法・定款例)		議決数		
			過半数	三分の二	
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定	第45条の13第2項第1号 定款例第24条	【法】社会福祉法人の業務執行の決定	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	第45条の9第10項の準用 一般法人法第181条	【一般】第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。1 評議員会の日時及び場所 2 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 3 前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項	○	
	評議員会の招集	定款例第12条	【定款例】(招集)第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。	○	
	理事会の招集権者とする	第45条の14	【法】理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。	○	
	定款施行細則の決定	定款例第40条	【定款例】(施行細則)第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	第45条の13第4項第4号	【法】従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○	
	内部管理体制の整備	第45条の13第5項	【法】理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備	○	
	就業及び利益相反取引の制限	第45条の16準用 一般法人法第84条第1項	【一般】第84条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会(理事会)において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。	○	
臨機の措置	定款例第35条	【定款例】(臨機の措置)第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。		○ (理事総数の三分の二)	
役員等に関する事項	理事長および業務執行理事の選定・解職	第45条の13第2項第3号 定款例第24条	【法】理事長及び業務執行理事の選定及び解職	○	
	重要な役割を担う職員を選任および解任	第45条の13第4項第3号	【法】重要な役割を担う職員を選任及び解任	○	
財務・計画・報告に関する事項	重要な財産の処分および譲受け	第45条の13第4項第1号	【法】重要な財産の処分及び譲受け	○	
	多額の借財	第45条の13第4項第2号	【法】多額の借財	○	
	事業計画書および収支予算書等の承認あるいは決議 (※定款例にある例1では承認、例2では決議)	定款例第31条	【定款例】(事業計画及び収支予算)第31条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、<例1:理事会の承認、例2:理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	○	
	事業報告および計算書類の承認	第45条の28第3項 定款例第32条	【法】3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。 【定款例】(事業報告及び決算)第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告(2) 事業報告の附属明細書(3) 貸借対照表(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書(6) 財産目録	○	
	基本財産の処分	定款例第29条	【定款例】(基本財産の処分)第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。	○	
	資産の管理	定款例第30条	【定款例】(資産の管理)第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。		
	会計処理の基準	定款例第34条	【定款例】(会計処理の基準)第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。	○	

内 容		根拠(社会福祉法・定款例)		議決数	
				過半数	三分の二
その他	社会福祉法第45条の20第4項に規定する責任の免除	第45条の20準用 一般法人法第114条	【一般】第114条 第112条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人は、第111条第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事の過半数の同意によって免除することができる旨を定款で定めることができる。	○	
	公益事業の運営に関する事項	定款例	【定款例】第〇章 公益を目的とする事業(種別) 第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。(1) 〇〇の事業(2) 〇〇の事業 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。		○ (理事総数の三分の二)
	収益事業の運営に関する事項	定款例	【定款例】第〇章 収益を目的とする事業(種別) 第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。(1) 〇〇業(2) 〇〇業 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。		○ (理事総数の三分の二)
	その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項			○	
	その他重要な業務執行に関する事項および事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃			○	

【別表 2 を使用するにあたって】

1 理事会の決定事項が変りました

- 社会福祉法の改正により、評議員会はこれまでの諮問機関から、法人運営の基本ルール・体制の決定を行う機関となりました。
- 一方で、これまでの理事会は、定款準則第 9 条において「この法人の業務決定は、理事をもって組織する理事会によって行う」とされ、さらに、第 9 条ただし書きで「日常の業務として理事会が定めるものについては理事会が専決し、これを理事会に報告する」とされ、理事会および理事長が法人の運営の基本ルール・体制を決定する機関となっていました。
- つまり、改正前の社会福祉法では、理事会において法人運営の全てが決議できたものに対して、改正後の社会福祉法では、法律および定款例で示された評議員会の議決事項については、理事会は最終意思決定をできないものとなります。

2 これまでの本会作成の理事長専決事項については、暫定版となります

- 本会でこれまで規程集（「社会福祉施設・事業者のための規程集 2015 年版」）で掲載させていただいていた「定款施行細則」では、理事長の専決事項は、改正前の社会福祉法および定款準則に基づいて作成されていましたので、今回の法改正に伴い見直しが必要ということになりました。
- しかしながら、政省令および事務連絡等が 11 月に発出されたこともあり、本会では十分な検討が出来ず、今回お示しした別表 2 については、今回の法改正で必要最低限の修正に留まる暫定版となっています。
- 各法人におかれましては、定款例第 24 条にある（備考）を参照し、必要に応じて所轄庁に相談の上、理事長専決事項を作成する必要があります。
- また、受任職者についても、各法人の組織規模・形態・体制等を考慮の上、検討を行う必要がありますので、この点についても検討をいただくことが必要です。

3 本表についての今後の対応

- 本会では、別表 2 と併せて別表 3 についても、今後検討を継続し、改正社会福祉法の規定及び法改正の主旨に沿った理事長専決事項の案を作成する予定であります。
- 別表 2 の修正案を作成した場合には、速やかに経営相談室だよりにて各法人にご連絡を差し上げる予定でございます。

専決事項及び理事長専決権の受任職名一覧

専決受任者		理事長専決権の受任職名	
		業務執行理事	
法人一般・人事に関する事案	1	理事会・評議員会の招集に関する事（法令及び定款に定める招集者が行う招集を除く）	各法人で検討をしてください
	2	理事会・評議員会の議案の提出に関する事（法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く）	
	3	規程、規則等の制定・改廃に関する事（法令及び定款で理事会・評議員会が決議すると定めた場合を除く）	
	4	予算編成及び決算調整に関する事	
	5	予算の流用、予備費の計上及び使用	
	6	短期の資金の借入及び返済に係る契約で借入限度額の範囲内のもの（多額の借入の場合を除く）	
	7	寄附の募集事務及び受入れに関する事（寄附金の募集は除く。受入れについては法人に重大な影響があるものを除く）	
	8	債権の免除・効力の変更に関する事（法人に重大な影響があるものを除く）	
	9	法人の組織及び権限に関する事（法人に重大な影響があるものを除く）	
	10	利用者入所判定基準の策定	
	11	入所利用者の決定及び利用契約締結者	
	12	苦情対応規程・第三者委員の選任	
	13	職員の採用に関する事（施設長等の重要な役職を除く）	
	14	職員の人事配置に関する事（施設長等の重要な役職を除く）	
	15	有期契約職員の採用に関する事	
	16	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事	
	17	時間外勤務命令及び旅行命令に関する事	
	18	職員の昇給・昇格基準の決定に関する事	
	19	職員の昇給者・昇格決定者に関する事	
	20	休職、復職、退職、育児・介護休業等に関する事	

理事長専決事項		専決受任者	理事長専決権の 受任職名
			業務執行 理事
法人一般・人事に関する事案	21	職員の表彰、制裁、解雇に関する事	
	22	職員の人事記録及び身分証明書に関する事	
	23	職員の諸手当に関する事	
	24	職員健康診断の実施に関する事	
	25	被服貸与等に関する事	
	26	利用者の日常の処遇に関する事	
	27	利用者の預り金等の日常の管理に関する事	
	28	薬品、給食材料の処分に関する事	
	29	自動車の運行管理に関する事	
	30	官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事	
	31	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事	
	32	職員の研修に関する事	
	33	諸証明に関する事	
	34	金融機関を指定すること、資産管理の種類の変更に関する事	
収入事案	35	介護報酬・自立支援給付費・運営費・措置費等の収入に関する事	
	36	過誤納金の充当又は還付に関する事	
	37	受贈の承認、寄附に関する事(重要なものは除く)	
	38	その他の債権に関する事(重要なものは除く)	
支出事案	39	固定資産の取得及び処分等に関する事(「軽微なもの」に該当する場合)	
	40	建設工事等の請負契約又は委託契約に関する事(「軽微なもの」に該当する場合)	
	41	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関する事	
	42	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入	
	43	緊急を要する物品の購入(災害・故障・保守管理関係に限定)	
	44	上記以外の支出等	別表3による

各法人で検討をしてください

【注記事項】

- ① 別表2は、業務執行理事設置が定款において規定されている場合のもの。業務執行理事が存しない場合は当該欄を削除の上修正してください。また、管理者、サービス管理責任者等にも専決権を委任する場合は専決権の受任職名の項に追記することも可。なお、障害者総合支援法や介護保険法上は一部を除き、施設長の用語はありませんので各法人の実態に合わせる必要があり、例えば、施設長と管理者を区分している場合は、管理者を専決受任者に加えることも検討してください。

- ② 寄附金収入以外は事前統制の観点から予算の承認を理事会（定款に定めがある場合は理事会の決議および評議員会の承認が必要）において得ていることから収入に関する金額設定は、不要と考えられますが、設定する旨所轄庁から指導がある場合は所轄庁との協議によることとなります。

- ③ 金額については、所轄庁の指導がある場合は所轄庁との協議によってください。理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、所定事項として法人の判断により決定することになりますので、あらかじめ理事会の（評議員会の意見を聴いて）承認を得ておくことが必要です。専決できる金額「1千万円未満」が多額と判断される場合は、任意に減額してください。

- ④ 経理規程及び経理規程が設置を定めた会計責任者、出納職員等各機関権能図は「社会福祉施設・事業者のための規程集（会計経理編）」に所収されています。

- ⑤ 「寄附の募集に関すること」は理事長専決は不可とされています（定款例第24条備考⑪）ので別表2法人一般・人事に関する事案No.7の表記を「寄附の募集及び受領に関すること」とすると、指導検査で是正指摘を受けるのでしょうか。したがって、一般・人事に関する事案No.7の表記は「寄附の募集事務及び受領に関すること」が適切です。

別表3

支出に係る決裁基準表

※決裁権者および決裁金額は例示です。

各法人の実態に合わせて設定してください。

※今後、契約に係る通知(厚労省通知、社援施第7号5課長通知)が変更される可能性があります。通知変更があった場合は、本会から別表3の変更例を提示する予定です。また、各法人において通知および実態に合わせた本表を参考にしつつ、変更いただくことが必要となります。

区分	項目	摘要	決裁権者及び決裁金額(単位:万円以下)								
			主任	課長	部長	事業所長	事務局長	業務執行理事	理事長		
全般的項目	①固定資産・物品等の購入	⑦及び⑧に属するものを除く	購入総額	1	10	20	70	100	300	500	
	②固定資産等の除却、物品等の廃棄	営業債権の除却を含む	帳簿価格				70	100	300	左を超えるもの	
	③交際費等の支出	(営業部員のみ)	1回の金額	1	5	10	左を超えるもの	—	—	—	
	④修繕費等の支出	補修費、改修費の支出を含む	1件の金額		10	20	70	100	300	左を超えるもの	
	⑤教育・研修に要する費用の支出	教育研修規程に基づくものに限る	—				○	○	—	—	
	⑥その他の費用の支出	③～⑤に関するものを除く	1件の金額		10	30	70	左を超えるもの	—	—	
製造関連項目	⑦商品等の仕入	商品・製品・半製品の仕入に限る	1回の金額	10	50	100	左を超えるもの	(注)事業所等の実績に応じて内規を作成する。			
	⑧原料、材料の購入	重要性の乏しいものを除く	〃	10	50	100					
	⑨外注加工の発注	製造原価に算入される外注加工費となるものに限る	1件の金額	30	100	300					
差益割合			20%以上	20%未満10%超	10%未満5%超						
営業関連項目	⑩受注契約等	受注に関する見積りを含む	1件の金額	50	100	500	左を超えるもの				
	⑪広告宣伝費	営業活動に係るものに限る	〃		5	10					
	⑫売上値引	受注時の値引きを含む	〃		10	20					
	⑬売上割引等	売上割引を含む	〃		5	10					
その他の項目	⑭手形の振出し							○	○		
	⑮手形の引受、割引							○	○		
	⑯予算の項目間流用					○		○	○		
	⑰金融機関との取引の開始又は廃止								○		
	⑱契約の締結	既契約の更新継続を含む。重要性の乏しいもの及び⑩を除く								○	
	⑲リース契約					100	300	500	1,000		

別表4 定款細則15条1項に定める議事録記載事項

記載事項	法令
<p>1 開催日時・場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）</p> <p>2 議事の経過の要領及びその結果</p> <p>3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名</p> <p>4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>(1) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき<会計監査人が会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について意見を述べたとき></p> <p>(2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき<会計監査人を辞任した又は解任された者が、辞任後又は解任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べたとき></p> <p>(3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき</p> <p>(4) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき</p> <p><(5)計算書類及び附属明細書について会計監査人が監事と意見を異にするため、定時評議員会において意見を述べたとき></p> <p><(6)会計監査人が定時評議員会で出席要求が決議されたときに定時評議員会に出席して意見を述べたとき></p> <p>5 出席した評議員、理事、監事及び会計監査人の氏名又は名称</p> <p>6 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>	<p>【施行規則】第2条の15 法第45条の11第1項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。</p> <p>3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>一 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）</p> <p>二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名</p> <p>四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>イ 法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第1項（法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において準用する場合を含む。）</p> <p>ロ 法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第2項（法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において準用する場合を含む。）</p> <p>ハ 法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第102条</p> <p>ニ 法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条第3項</p> <p>ホ 法第45条の19第6項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第1項</p> <p>ヘ 法第45条の19第6項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第2項</p> <p>五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称</p> <p>六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>

別表 5 定款細則 24 条 1 項に定める議事録記載事項

記載事項	法令
1 開催日時・場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）	【施行規則】（理事会の議事録）第 2 条の 17
2 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨	3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
(1) 理事の請求を受けて招集されたもの	一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
(2) 理事長以外の理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの	二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
(3) 監事の請求を受けて招集したもの	イ 法第 45 条の 14 第 2 項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
(4) 監事が招集したもの	ロ 法第 45 条の 14 第 3 項の規定により理事が招集したもの
3 理事会の議事の経過の要領及びその結果	ハ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 2 項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名	ニ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 3 項の規定により監事が招集したもの
5 次の意見発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要	三 理事会の議事の経過の要領及びその結果
(1) 競争及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告	四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
(2) 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告	五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
(3) 理事会で述べられた監事の意見	イ 法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 92 条第 2 項
6 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名	ロ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 100 条
7 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称	ハ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 1 項
8 議長の氏名	六 法第 45 条の 14 第 6 項の定款の定めがあるときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名
	七 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
	八 理事会の議長が存するときは、議長の氏名